

事務連絡
令和2年11月6日

業者 各位

甲斐市総務部総務課契約係

甲斐市建設工事執行規則等の一部改正について（通知）

このことについて、次のとおり改正しましたので、令和2年11月1日以降に契約締結する工事から適用します。

1 改正した規則等の名称

- (1) 甲斐市建設工事執行規則
- (2) 甲斐市建設工事における中間前金払制度の取扱要領
- (3) 甲斐市建設工事標準請負契約約款

2 施行年月日 令和2年11月1日

3 改正内容

- (1) 民法の改正に伴う改正
- (2) 建設業法の改正に伴う改正
 - ・工事を施工しない日、施工しない時間帯を定める場合は契約書に記載する。
 - ・監理技術者を補佐する者を配置した場合は発注者に通知する。
- (3) 中間前金払に関する規定の改正
 - ・中間前金払と部分払の併用を可とする。